

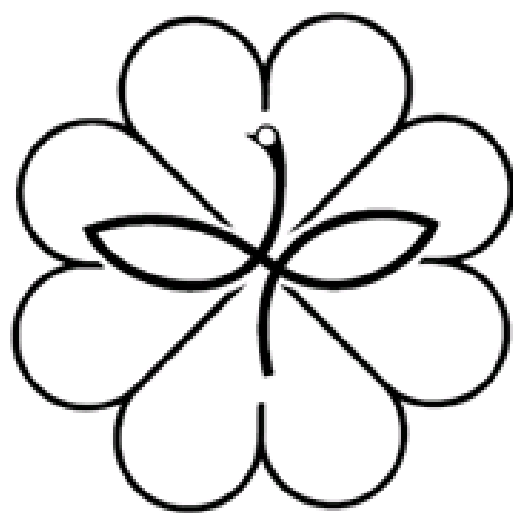
新宿区民生委員・児童委員協議会

災害時対応マニュアル

【第3版】

令和7年4月改訂

(2025年)



新宿区民生委員・児童委員協議会

## 民生委員児童委員信条

- 一、 わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。
- 一、 わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。
- 一、 わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。
- 一、 わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
- 一、 わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

## 児童憲章（抄）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

## 災害時対応マニュアルの改訂にあたって

近年、地震や豪雨などの自然災害が頻発し、激甚化しています。能登半島では、令和6年1月に最大震度7の大地震が発生し、復旧・復興途中の9月には記録的な豪雨により再び甚大な被害に見舞われました。8月には日向灘を震源とする地震の発生により「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表されました。また、令和7年2月には岩手県大船渡市での大規模な山林火災や、山梨県と長野県での山火事により家屋が消失し、死傷者が出ました。首都直下地震の発生も懸念されており、改めて災害への備えを強く意識させられました。

平成24年3月に、東日本大震災での経験や教訓を生かして「災害時対応マニュアル」を作成いたしました。当時、多くの自治体ではマニュアルを作成しておらず、新鮮な試みでした。平成27年4月に第2版へ改訂し、今回コロナ禍を経てようやく第3版を完成させることができました。今後も時代に則して改訂していきたいと思えます。

災害が発生すると民児協の機能が失われ、委員が自らの判断で活動せざるを得なくなり、孤立感や不安感、負担感が大きくなります。そのため、「地区」体制を活用し、複数名での活動や委員同士でフォローすることが必要です。そして、いざという時に適切に行動できるよう、平常時から準備するとともに、防災・減災活動は「地域ぐるみ」で取り組むことが重要です。

本マニュアルは「新宿区」を中心として作成しましたが、もっと身近なものとするためにも、10地区それぞれで読み込み、各地区における災害時の対応を検討していただければと思います。

大規模災害が発生した際は、自身と家族の安全確保が最優先です。

活動する際には、安全に、落ち着いて無理なくできる範囲で行動できるよう、このマニュアルを活用していただければ幸いです。

最後に、このマニュアルの作成にご尽力いただいた災害時対応マニュアル改訂委員会委員及び関係者の皆様に感謝申し上げます。

新宿区民生委員・児童委員協議会  
会長 貫名 通生



# 目次

第 1 災害に備える民生委員活動の基本的な考え方 .....	2
第 2 発災後の時間経過による行動イメージ .....	3
第 3 平常時に準備・確認しておくこと .....	5
第 4 大地震が発生したら .....	9
第 5 水害時の避難行動判定フロー .....	14
第 6 発災時の活動における留意点 .....	15
第 7 発災から 3 日目まで .....	17
第 8 発災 4 日目以降 .....	20
第 9 個人情報取り扱いについて .....	23
第 10 災害時要援護者名簿の活用 .....	24
第 11 資料 .....	25

# 第1 災害に備える民生委員活動の基本的な考え方

## ● 自分自身と家族の安全確保が最優先

災害の発生が迫っている場合（台風の接近など）や発災直後（地震発生直後など）は、なにより自らと家族の安全確保が最優先です。

避難情報が発令されているか否かにかかわらず、安全に不安がある場合や、大きな余震が続いているなど安全が確保されていない期間も活動しません。

災害時の民生委員の役割は、レスキュー（救命・救助）ではありません。絶対に無理をせず安全を第一にしてください。

## ● 平常時において、「地域ぐるみ」で災害に備える

災害への備えは地域（区民）全体の課題であり、地域ぐるみの取り組みが必要不可欠です。

民生委員など一部の関係者のみが責任を負って取り組むべきものではなく、区はもちろん、地域住民を含む幅広い関係者が力を合わせ、平常時から防災・減災に取り組むことが大切です。

民生委員として意識すべきことは、自らが中心となるのではなく、あくまで地域全体での取り組みに協力するという点です。

## ● 無理のない活動を心がける

安全が確保された段階で、民生委員としての活動を始めます。

平常時の活動を通じて把握した情報をもとに、支援が必要な人に適切な支援が届くよう、活動の基本である「つなぎ役」としての役割を意識します。

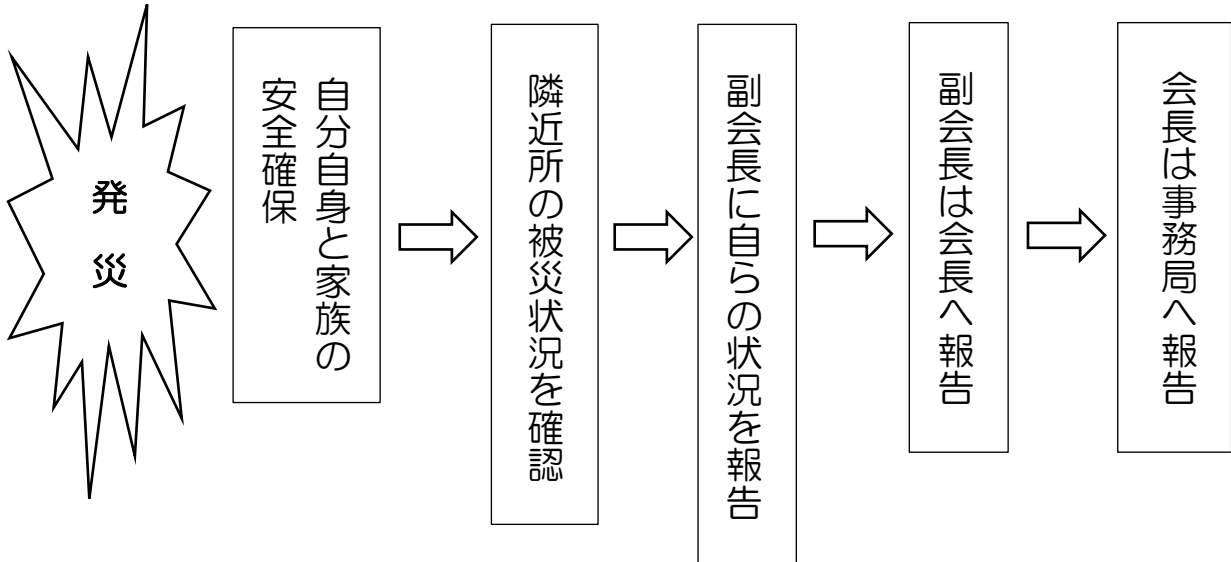
ただし、自分自身も被災者として心身に大きな負担がかかっているため、無理のない活動を心がけることが大切です。

区民から無理な要望や要求が寄せられる場合もありますが、「できないことはできない」と態度を明確にし、自らが多くを抱え込むようなことがあってはなりません。

## 第2 発災後の時間経過による行動イメージ

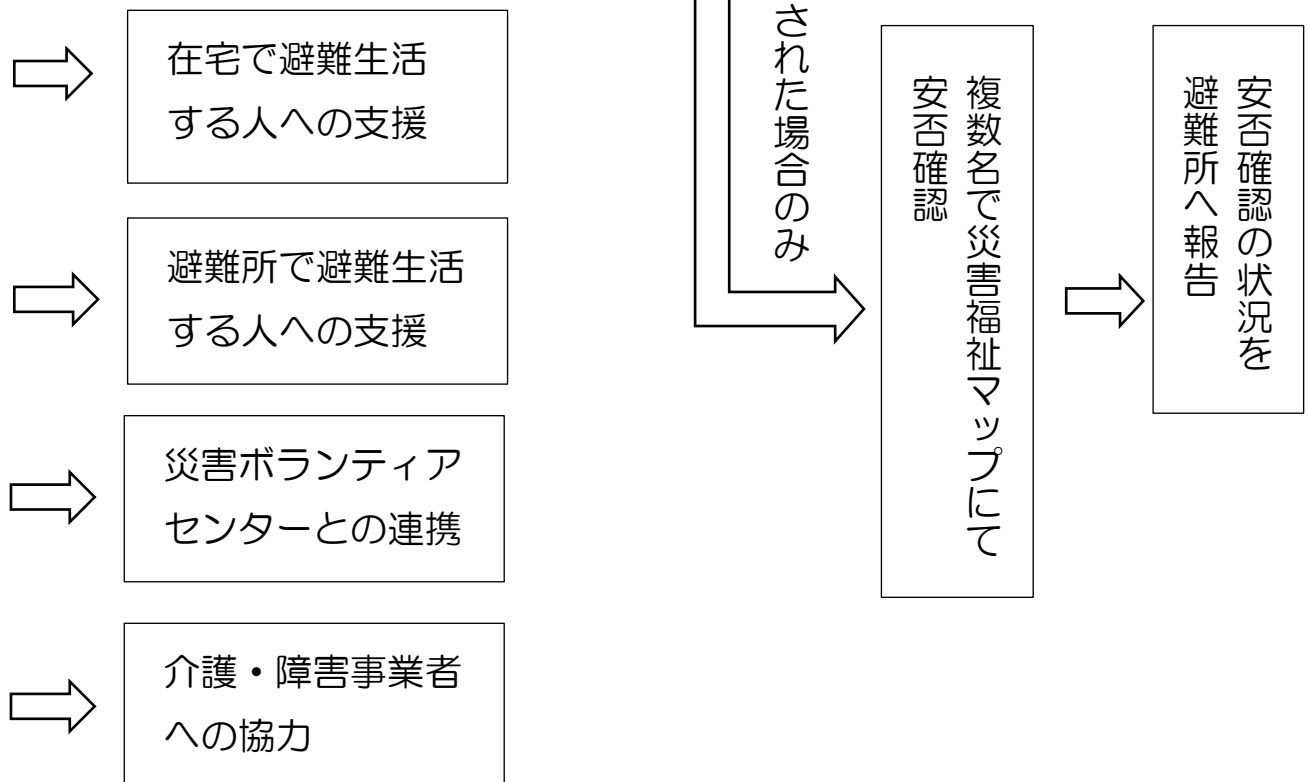
発災直後から3日目まで

P17~19



4日目以降

P20~22



## 時間経過ごとの活動内容早見表

平常時	しなくてはならないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 協力体制を確立する。</li> <li>• 委員間の連絡体制を確認する。</li> <li>• 災害時に必要と思われる防災情報を確認する。</li> <li>• 「災害福祉マップ」を作成する。</li> <li>• 町会、自治会等の関係者との顔の見える関係を構築する。</li> <li>• 災害時における民生委員の役割を説明し、予め理解を得る。</li> </ul>
	できる範囲で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 訪問活動を行う際に、家具等の転倒防止の確認や食糧・水の備蓄など、日ごろの備えについて働きかける。</li> <li>• 「災害福祉マップ」の掲載者の安否確認方法を検討する。</li> <li>• 上記方法のための訓練を実施する。</li> </ul>
3日目まで 発災直後から	しなくてはならないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自分自身と家族の安全を確保する。</li> <li>• 安全が確保できない場合は、活動しない。</li> <li>• 無理のない活動を心掛ける。</li> <li>• 支援が必要な人に適切な支援が届くよう、活動の基本である「つなぎ役」としての役割を意識する。</li> </ul>
	できる範囲で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 担当区域内の被災状況を確認する。</li> <li>• 副会長へ自らの状況を報告する。</li> <li>• 複数名で「災害福祉マップ」の掲載者の安否を確認する。</li> <li>• 安否確認の状況を避難所へ報告する。</li> </ul>
4日目以降	しなくてはならないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自分自身と家族の安全を確保する。</li> <li>• 安全が確保できない場合は、活動しない。</li> <li>• 無理のない活動を心掛ける。</li> <li>• 委員同士で支え合う。</li> <li>• 支援が必要な人に適切な支援が届くよう、活動の基本である「つなぎ役」としての役割を意識する。</li> </ul>
	できる範囲で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 在宅で避難生活する人を支援する。</li> <li>• 避難所で避難生活する人を支援する。</li> <li>• 災害ボランティアセンターと連携する。</li> <li>• 介護・障害事業者へ協力する。</li> <li>• 避難所へ把握情報を伝達する。</li> </ul>

## 第3 平常時に準備・確認しておくこと

### ○ 協力体制の確立

発災時、複数名の委員と一緒に活動することは有効です。

各地区民生委員・児童委員協議会では、「地区」を設けて活動を行っているため、地区内の近隣委員同士が支え合いながら、3名程度の複数名で活動できるよう協力体制を確立します。

個人の担当区域はメインとなり、近隣委員の区域はフォローします。

情報は、地区内で共有し、副会長は集約し、会長へ報告します。

会長は、必要に応じて地域福祉課へ報告します。

### ○ 連絡体制を確認

災害が発生した際に、協力体制が取れるよう、以下を参考に複数の連絡体制を確認します。

通話やメールが利用可能	通話やメールができないが、通信機器は利用可能	通信機器が利用不可
<ul style="list-style-type: none"><li>各委員が副会長に直接連絡</li><li>緊急連絡網に基づく安否確認</li><li>「LINE」のグループ機能等を利用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>災害用伝言ダイヤル（171）を活用</li><li>携帯電話各社の災害用伝言板を活用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>近隣の委員同士での徒歩での安否確認</li><li>特定の避難所を各委員からの情報集約場所とし、副会長が現地に出向いて情報を集約</li></ul>

### ○ 防災情報を確認

担当区域の一時（いつとき）集合場所、避難場所（広域）、避難所、医療救護所等、災害時に必要と思われる防災情報を確認します。

避難場所（広域）と避難所は、区HPで確認できます。



## ○ 「災害福祉マップ」を作成

災害時に支援を必要とする人の多くは、日ごろ、民生委員が見守りや訪問活動の対象としている人と重なります。

そうした情報をもとに、「災害福祉マップ」を作成し、支援が必要な人の所在地等が一目でわかるように整理します。【作成例は次ページ参照】

また、区が公表する「ハザードマップ」等の情報や、危険な箇所や二次災害を避けられるようなオープンスペース等も関連づけることで、その有効性が増します。

なお、平常時、「災害福祉マップ」は、委員自身の活動の整理として活用し、他の委員へは情報提供しません。

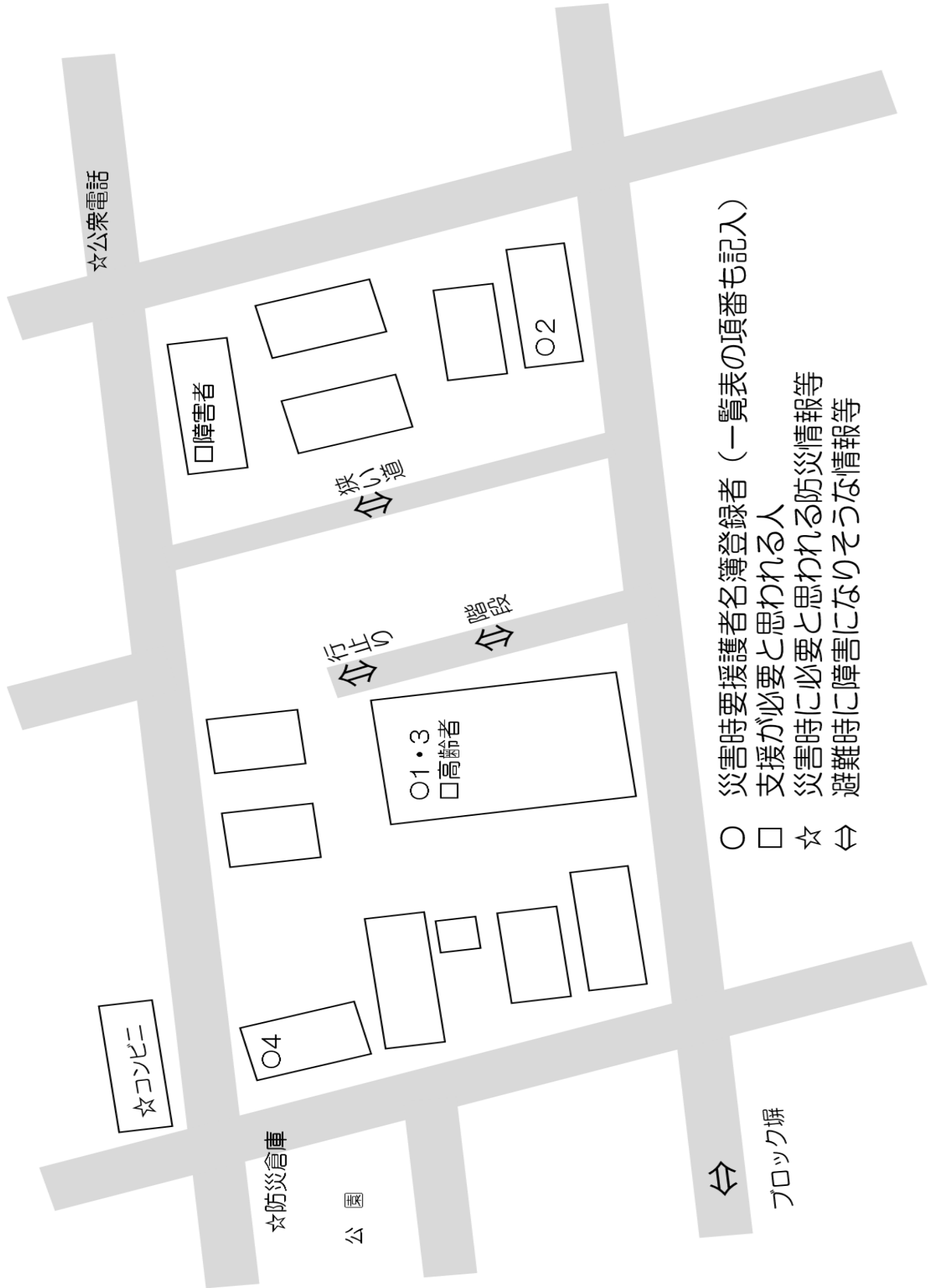
ただし、個人情報に影響の無い範囲であれば、地区内の他委員へ情報提供することはできます。

### 【災害福祉マップに記載する情報】

- 災害時要援護者名簿登録者の所在地（○）
  - 支援が必要と思われる人の所在地（□）
    - ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯、障がい者世帯、乳幼児がいる世帯など
  - 災害時に必要と思われる防災情報等（☆）
    - 避難所や防災倉庫、公衆電話、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、消火器、防火貯水槽、消火栓、AED（24時間使用可能か否か）の所在地や広い道など
  - 避難時に障害になりそうな情報等（⇔）
    - 崖、斜面、擁壁、河川等の危険箇所、浸水想定地域、ブロック塀・石垣、瓦屋根、高所設置物（看板等）、急な坂道、狭い道、階段など
- ⇒ 類型に応じて異なる記号を用いて表示します。



# 災害福祉マップ 作成例



- 災害時要援護者名簿登録者（一覧表の項番も記入）
- 支援が必要と思われる人
- ☆ 災害時に必要と思われる防災情報等
- ⇄ 避難時に障害になりそうな情報等

## ○ 町会、自治会等の関係者との顔の見える関係を構築

地域の関係機関とのつながりが災害時にも効果を発揮します。

発災時に速やかに活動の連携が図れるように、地域の防災訓練に参加・協力するなど日ごろから町会・自治会等の関係者との顔が見える関係を構築します。

また、災害時における民生委員の役割や、安全が確保された段階で支援を担うべき立場である旨等を説明し、予め理解を得るよう努めます。

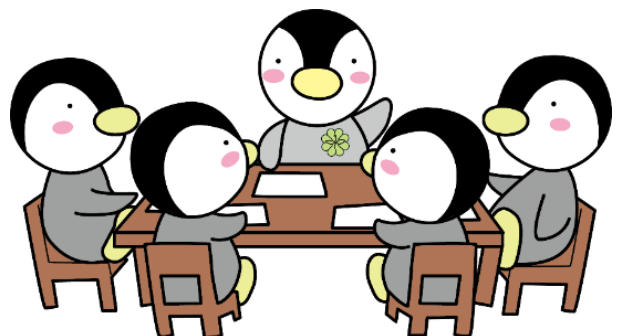
その他、委員自身が地域の自主防災組織、消防団、町会・自治会などの一員を兼務している場合は、あらかじめ団体内で委員自身の役割を明確にしておくことが望ましいです。

## ○ 自助努力への支援

防災・減災に向けては、「自助」（自分の身を自分で守る）が大切です。

訪問活動を行う際に、区で作成している防災関係冊子や防災関係チラシ等を配付し、以下の注意喚起をします。

- 家の中の安全の確保
  - ⇒ 家具・家電の転倒防止や食器棚の扉の固定等
- 食糧・水などの備え（備蓄）
  - ⇒ 食糧・水・簡易トイレなど最低3日間できれば1週間程度の備蓄や非常持ち出し袋の準備
- 家族の安否確認の方法と避難方法の確認
  - ⇒ 災害用伝言ダイヤルや避難場所までの避難方法の確認
- 災害時の対応
  - ⇒ 自分でできることは率先して行う



## 第4 大地震が発生したら

### ○ 自分の身を守る

テーブルや机の下に入る、座布団などで頭を守る、倒れそうな家具から離れるなど、命を守るための行動をとります。

### ○ 火の始末をする

揺れが収まるのを待ち、あわてずに火の元を確認します。

出火していたときは、火が小さいうちに消し止めます。

炎が天井付近に達する場合や危険と感ずる場合には、すぐに避難します。

### ○ 避難ルートを確認

いつでも避難できるように、部屋の窓や戸、玄関のドアを開けて避難ルートを確保します。

### ○ 家族の安否確認

家の中にいる家族の安否確認にあたります。救助、救護が必要な場合は、隣近所に応援を求めます。

### ○ 建物の安全確認

家屋に倒壊のおそれがある、自宅に火事が迫っているなど危険な状態の場合は、避難します。

なお、家屋に火災や倒壊の危険がない限り、避難する必要はありません。

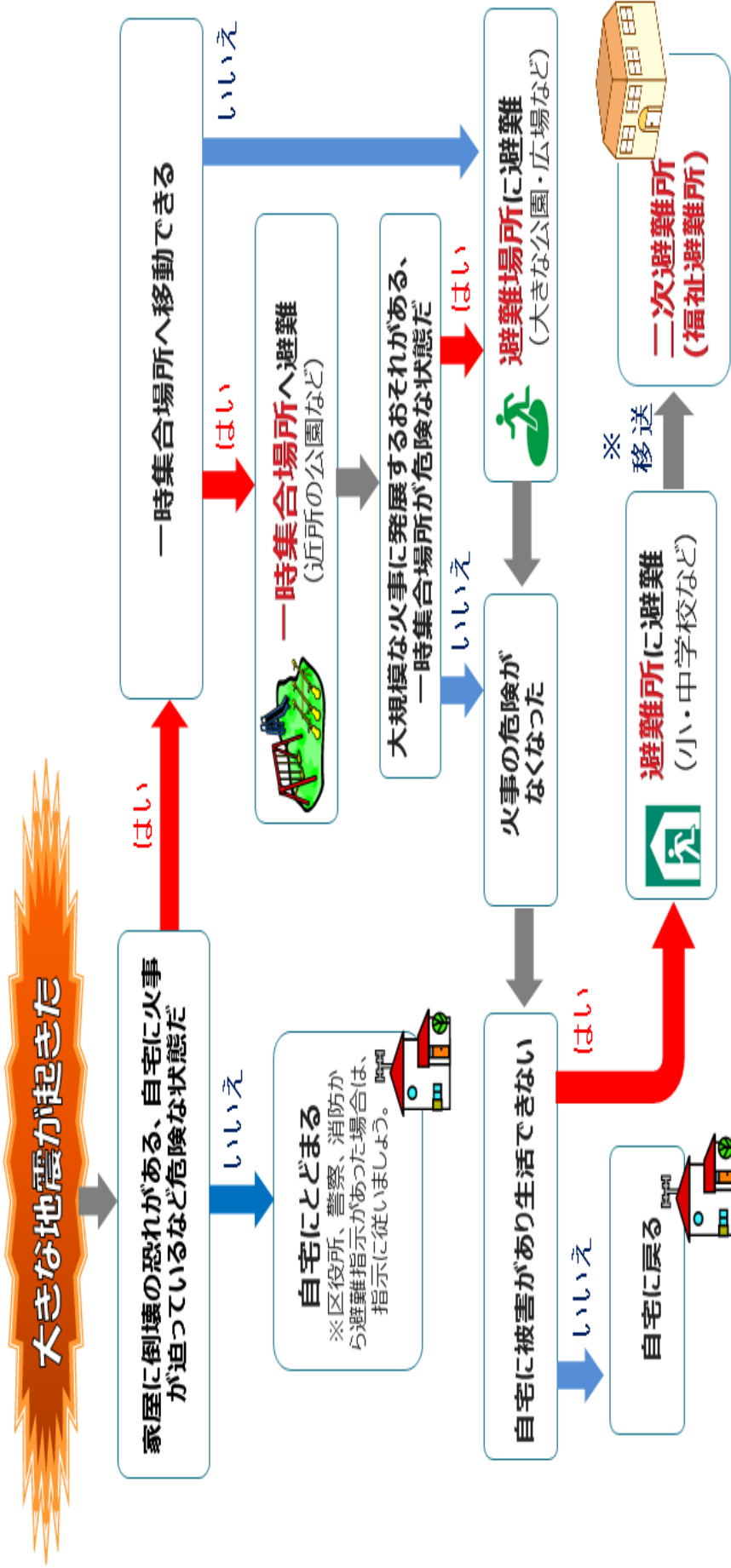
### ○ 情報収集

テレビ、ラジオ、防災無線や区からの防災メール等を通じて正確な情報を得ることに努めます。

災害時には電話回線が繋がりにくくなるため、SNSなどインターネットは安否確認や情報収集に有効な手段です。

ただし、災害時は様々な情報が飛び交うことがありますので、デマに注意し、誤った情報を広めないようにすることが大切です。

# 避難行動の流れ



※ 区により、一次避難所で生活することが困難と判断された要配慮者を移送する

**一時（いつとき）集会所**  
避難場所（広域）や避難所に避難する前に、近所の避難者が一時的に集まり、様子をみたり、安否確認する場所。  
町会・自治会ごとに定められている。

**避難場所（広域）**  
大規模な延焼火災やその他の危険から身を守るために避難するオープンスペース。  
大きな公園や広場などが指定されている。

**一次避難所**  
災害時に家屋の倒壊等により、自宅での生活継続ができなくなった方が一時的に生活する場所。

**二次避難所（福祉避難所）**  
一次避難所で生活が困難であると区が認める高齢者及び障害者等の要配慮者（特に配慮を要する方）を一時的に受入れ、保護するために開設する場所。

## 自宅にとどまることが基本です

自宅に被害がなく、安全な場合は、避難所が本来の機能を果たすためにも、自宅での生活が基本となります。

## 避難する必要がある場合はこんなとき

- 家屋が傾いているなど、倒壊の恐れがあるとき
- 自宅に火事が迫っているとき
- 区・警察署・消防署等の避難勧告・指示がでたとき

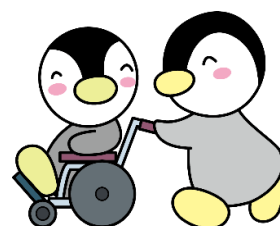
## 避難する場合の注意事項

- 通電火災防止のため、ブレーカーを切る。
- 車で避難はしない。
- 割れたガラスに注意し、裸足で歩かずスニーカーなどを履く。
- 看板など落下物の危険がないか十分に確認する。
- 傾いた建物・石垣・ブロック塀・自動販売機など倒壊の恐れのある場所や、落石、がけ崩れの危険性がある場所からは離れて、近寄らない。

## 二次避難所（福祉避難所）について

(P10 及び P22 参照)

- 一次避難所と違い即時に開設できない場合があります。
- 自宅から直接向かう場所ではありません。  
在宅避難が難しい場合は、一次避難所に避難します。  
一次避難所にも要配慮者スペースが用意されています。
- 二次避難所の収容人数には限りがあります。  
区で受入れ調整を行い、福祉避難所での収容が必要な方を順次受け入れていきます。



担当区域の地域本部・避難場所・避難所・医療救護所など

項 目	名称・所在地・電話等
一時（いつとき）集合場所	
避難場所（広域）	
避難所（震災時）	
避難所（水害時）	
地域本部（特別出張所）	
医療救護所	

メモ

## 防災関係機関連絡先一覧

機 関 名	所 在 地	電 話
新宿区地域福祉課 (民生委員・児童委員 協議会事務局)	歌舞伎町1-4-1	5273-4080 (E-mail: fukushi-minsei @city.shinjuku.lg.jp)
新宿区社会福祉協議会	高田馬場1-17-20	5273-2941
新宿清掃事務所	下落合2-1-1	3950-2923
新宿東清掃センター	四谷三栄町10-16	3353-9471
都・第三建設事務所	中野区中野4-11-19	3387-5132
都・水道局お客さま センター		5326-1101
都・下水道局西部第一 下水道事務所	上落合1-2-40	3363-9931
新宿警察署	西新宿6-1-1	3346-0110
戸塚警察署	西早稲田3-30-13	3207-0110
四谷警察署	左門町6-5	3357-0110
牛込警察署	南山伏町1-15	3269-0110
新宿消防署	百人町3-29-4	3371-0119
四谷消防署	四谷3-10	3357-0119
牛込消防署	筑土八幡町5-16	3267-0119
東京電力(株) 東京カスタマーセンター		0120-995-001
東京ガス(株) お客さまセンター		0570-002211
NTT 東日本故障受付窓口		局番なしの 113
NTT 災害伝言ダイヤル		局番なしの 171

## 第5 水害時の避難行動判定フロー

安全な場所にいる人まで避難する必要はありません。

ハザードマップ等により、以下の「3つの条件」が確認できれば、自宅等に留まり安全を確保することも可能です。

- 家屋倒壊等氾濫区域に入っていない
- 浸水深より居室が高い
- 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分

なお、「3つの条件」が確認できない場合は、避難勧告等が発令されたら速やかに避難行動をとり、洪水が来る前に安全な場所に逃げることが重要です。

### 水害時の避難行動判定フロー

スタート

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ※で、自宅がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

自宅がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住いの方は、区からの避難情報を参考に、必要に応じて避難してください。

はい

浸水等の危険があるので、原則として※、自宅の外に避難が必要です。

例外

※ 浸水の危険があっても、  
 ① 洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である  
 ② 浸水する深さよりも高いところにいる  
 ③ 浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全を確保することも可能です。

※ 土砂災害の危険がある区域では立ち退き避難が原則です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて、身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)。

いいえ

警戒レベル3が出たら、区が指定している避難所に避難しましょう。

安全な場所に住んでいて、身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)。

いいえ

警戒レベル4が出たら、区が指定している避難所に避難しましょう。

## 第6 発災時の活動における留意点

### ○ 自分自身と家族の安全確保が最優先

災害発生時、またはその後の活動を考えるにあたっては、自らと家族の安全確保が第一です。発災から一定時間が経過し、避難情報が解除されるとともに活動上の安全が確保された段階で活動を開始します。

災害時の民生委員の役割はレスキュー（救命・救助）ではありません。絶対に無理をせず安全を第一にしてください。

活動を行う際は、各委員に支給されている新宿区民生委員・児童委員協議会のベストと必要に応じてヘルメットを着用します。

### ○ 無理のない範囲での活動

支援が必要な人に適切な支援が届くよう、活動の基本である「つなぎ役」としての役割を意識します。

区民から無理な要望や要求が寄せられる場合もありますが、「できないことはできない」と態度を明確にし、自らが多くを抱え込むようなことがあってはなりません。

### ○ 複数名で活動

被災世帯を訪問し、さまざまな話や訴えを受け止めることに伴う民生委員のストレス緩和のためには、可能な限り複数名の委員と一緒に活動することが重要です。

さらに、民生委員単独ではなく、高齢者総合相談センター等の職員とチームを組んで訪問することも有効です。

複数名で活動するメリット

- ・ 個人で無理しない
- ・ できないことの判断を共有する
- ・ 個人の能力（経験、知見、体力）を相互に扶助
- ・ 関係先への訪問、報告、協力依頼などをやりやすくなる

## ○ 委員同士の支え合い

被害が大きかった地域の委員は、自身の被災の影響も含め、以後の活動の負担は大きいものとならざるを得ません。

それだけに、そうした委員に負担が集中することがないように委員同士の支え合いが重要となります。

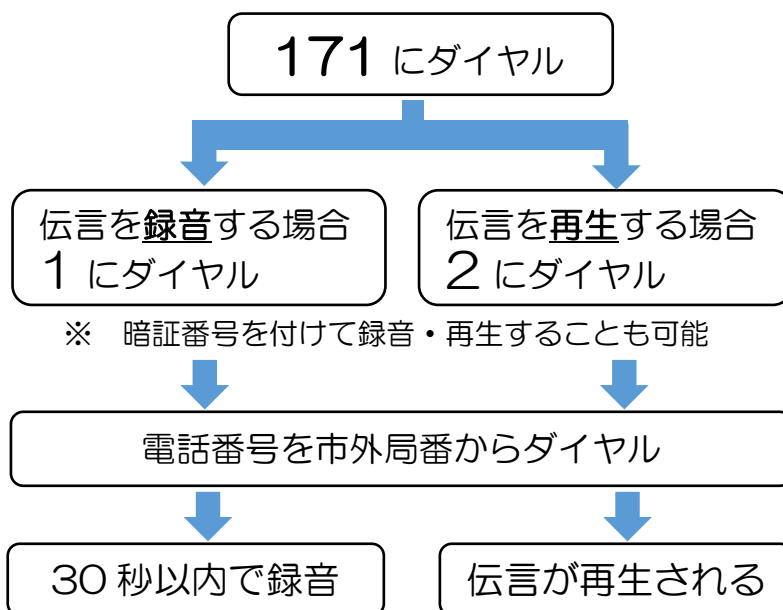
被災状況によっては、委員活動に十分な時間を割けない委員も生じます。

それぞれの委員が置かれた状況等に十分配慮し、他の委員の活動を批難することや無理な活動を依頼することがあってはなりません。

一方で、これまでの被災地では、他の委員も被災しながら頑張っているなか、自分だけが活動できないのは心苦しいとして、無理な活動をした委員もいたとされます。被災委員がそうした自責の念をもたなくてすむよう、仲間同士の声掛けなども行う必要があります。



### 災害用伝言ダイヤルの使用方法と体験



- 体験利用できる期間
  - ・ 毎月 1 日・15 日
  - ・ 毎年 1 月 1 日～3 日
  - ・ 防災週間  
(毎年 8 月 30 日～9 月 5 日)
  - ・ 防災とボランティア週間  
(毎年 1 月 15 日～21 日)

☆ 伝える内容  
⇒ 名前、居場所、けがの有無、今後の行動(どこに向かうか、など)

※ 携帯電話各社による文字を使用した安否情報確認サービス「災害用伝言板」も活用できます。利用方法等の詳細は、契約先の携帯電話会社へお問い合わせください。

## 第7 発災から3日目まで

### ○ 自分自身と家族の安全確保

災害発生から72時間までは、人命救助に注力すべき時期です。  
ただし、なによりも大切なのは、自らと家族の安全確保です。  
自身の安全が確保できない時は活動しません。

安全が確保できた場合は、無理のない活動を心がけ、できる範囲で以下の活動を行います。

### ○ 隣近所の被災状況を確認

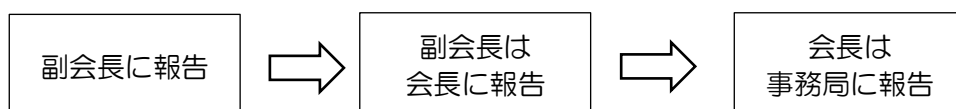
目視により、人命に関わる大規模な人的被害・火災・ライフライン等の状況を確認します。

なお、人命救助を優先しつつ、周辺住民や避難所に避難している避難者に救助の応援を依頼するなど、できる限りの対応をします。

### ○ 副会長に自らの状況を報告

委員自らの状況や活動可否について副会長へ報告する。

副会長は会長へ、会長は事務局へ報告する。



### ○ 複数名で災害福祉マップにて安否確認

無理はせずに自らの安全確保に留意し、複数名で平常時に準備した「災害福祉マップ」に基づき、以下のいずれかの方法で安否確認を行います。

- ① 電話で確認する。
- ② 訪問して確認する。
  - ・ ドアをたたいたり、声を掛けたりする。
  - ・ 小さな物音や、声を聴き洩らさないようにする。
- ③ 隣近所の人に情報提供を求める。

## ○ 安否確認の状況を避難所へ報告

安否確認の状況について、避難所へ報告する。

【最優先で報告する内容】

- ・ 救出・救護・支援が必要な人
- ・ 安否確認の取れなかった人

【落ち着いた段階で報告する内容】

- ・ 安否の確認が取れた者
- ・ 支援者の有無
- ・ 避難先等が分かったらその旨
- ・ 在宅避難者の体調とニーズ



## ○ 近隣委員をフォローする

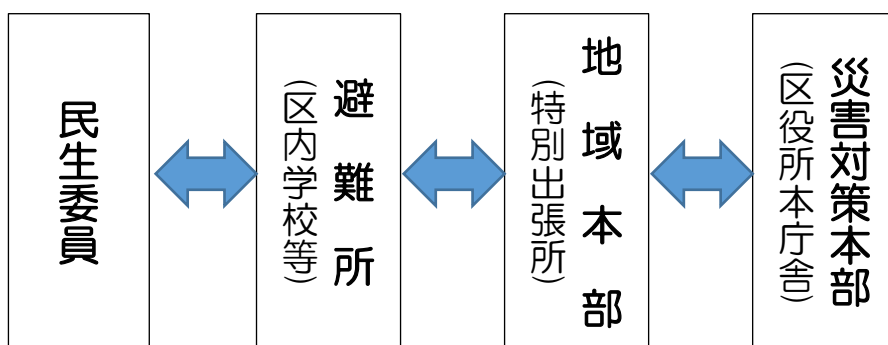
自分の担当区域の安否確認や見守りが終わった場合は、無理はせずできる範囲で、近隣委員が安否確認できない地域をフォローする。

なお、可能な限り、複数名の委員で訪問する。

## ○ 主任児童委員の役割について

できる範囲で、区域担当委員とともに安否確認の支援にあたります。

### 災害時の区からの情報の流れと安否確認・避難情報の把握



※ 「新宿区災害時要援護者支援プラン」を参考に作成

区からの情報伝達・収集は避難所を通して行われます。

災害時の活動を行うときは、把握した情報を避難所へ報告するとともに、避難所から情報収集します。

# 報告様式

【参考】

災害時要援護者名簿 登録番号：		確認日	年	月	日
(ふりがな) 氏名		住所			
安否結果	生存・ケガ等・不明・その他( )	体調	良好・不良・その他( )		
避難先		支援者	有・無		
ニーズ					

災害時要援護者名簿 登録番号：		確認日	年	月	日
(ふりがな) 氏名		住所			
安否結果	生存・ケガ等・不明・その他( )	体調	良好・不良・その他( )		
避難先		支援者	有・無		
ニーズ					

災害時要援護者名簿 登録番号：		確認日	年	月	日
(ふりがな) 氏名		住所			
安否結果	生存・ケガ等・不明・その他( )	体調	良好・不良・その他( )		
避難先		支援者	有・無		
ニーズ					

災害時要援護者名簿 登録番号：		確認日	年	月	日
(ふりがな) 氏名		住所			
安否結果	生存・ケガ等・不明・その他( )	体調	良好・不良・その他( )		
避難先		支援者	有・無		
ニーズ					

## 第8 発災4日目以降

ライフラインが復旧し始め、避難所から自宅に戻るなど、避難者に変化がみられる時期です。

避難生活において意識すべきことは、**災害関連死をなくす**（発災時に助かった命を、その後の避難生活で失わせない）ことです。

福祉、医療などの専門職との連携を心がけ、在宅避難をしている人、避難所に避難している人それぞれに必要な支援が届くように意識します。

### 在宅避難者への支援

#### ○ 在宅避難者への情報提供

行政や関係機関が動き出し、様々な情報が避難所に集まります。避難所で収集した情報に基づき、食糧等救護物資の配給、電気・ガス・水道等の復旧、医療機関の開設場所などを情報提供します。

なお、民生委員自らが物資を届けるといったことではなく、安否確認とあわせてニーズ把握を行い、行政や社協、ボランティア等の具体的支援につなげていきます。

主任児童委員は、区域担当委員と連携し、乳幼児や児童のいる世帯の支援に関わります。

#### ○ 避難所に報告

在宅で避難生活する人の状況を避難所に報告する。

- ・ 体調とニーズ
- ・ 支援者の有無

#### ○ 専門職との連携

日ごろの活動を通じて把握している情報を活かし、必要に応じて医療、福祉の専門職へつなぎます。

## 避難所で避難生活する人への支援

避難所運営組織に協力して、以下のような支援を行います。

### ○ 支援状況の確認

高齢者や障がい者、乳幼児等へ必要な支援が行われているか、災害支援物資などが避難者に行き渡っているか確認します。

また、高齢者や障がい者、乳幼児のいる母親など、一定の配慮や支援が必要な人の相談に応じ、必要な支援につなぐ役割を担います。

主任児童委員は主に子ども等の支援を行います。

### ○ 女性避難者の抱える課題に寄り添った支援

女性の民生委員を中心に、以下を参考に女性避難者の抱える課題に寄り添った支援を行うよう調整する。

- ・ 管理責任者に男女両方を配置する
- ・ 授乳室を設ける
- ・ 男女別の更衣室を離して置く
- ・ トイレまでの経路に照明をつける
- ・ 生理用品などは女性担当者が配布する
- ・ 介護・介助が必要な人のためのエリアを設ける

### ○ 避難所での感染症対策

避難所には、新型コロナウイルスだけに限らず、感染症にかかっている人が自覚なく避難してくることや、避難者から感染者が発生することもあります。

長期的な生活の場になることもあるため、マスク着用、手指消毒、手洗いうがいといった基本的な感染症対策に加え、発熱やせき等の症状がある人や濃厚接触者のための専用スペースを設け、専属のスタッフを配置するなど、一般の避難者と接触しない体制をとれるように協力します。



## 災害ボランティアセンターとの連携

大規模災害発生時には、全国から多数の医療・福祉関係者やボランティアなどが支援に訪れます。

区は、新宿スポーツセンターに「災害ボランティアセンター」を、各地域本部（特別出張所）に「災害ボランティア地域センター」を設置します。

災害ボランティアの活動に関しては、多くの被災地において、見ず知らずの者（ボランティア）を自宅に招くのに不安を訴える住民があり、民生委員が仲介・同行した場合は安心して受け入れた、という例が報告されています。

災害被災地においては、災害ボランティアの果たす役割が大きいことから、民生委員はニーズ把握とボランティア派遣のつなぎ役として協力します。

## 介護・障害事業者への協力

障害・介護事業は、災害時も要配慮者の生活のコーディネートを第一義的に行っています。

そのため、区や障害・介護事業者から協力を求められた際には、できる限りの範囲で協力します。

### 震災時の高齢者・障がい者の生活の場

	高齢者	障がい者
自宅	自宅で生活 (縁故避難等を含む)	
一次避難所	小中学校を中心に51か所設置	
二次避難所 (福祉避難所)	地域交流館 シニア活動館等	区立6施設
	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	入所施設

- ※ 二次避難所(福祉避難所)は、自宅から直接向かう場所ではありません。  
在宅避難が難しい場合は、一次避難所に避難します。  
区で受入れ調整を行い、収容が必要な方を順次受け入れていきます。

## 第9 個人情報の取り扱いについて

(第三者提供の制限の原則)

大規模災害等の緊急時に被災者情報・負傷者情報等の個人情報を関係者で共有する場合、本人の同意なく共有することはできますか。

個人データを第三者に提供する際には原則本人の同意が必要ですが、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要となっています（個人情報保護法第27条第1項第2号）。

したがって、大規模災害等の緊急時に、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには自治会等の個人情報取扱事業者が保有する個人情報を本人の同意なく関係者等に提供することは可能と解されます。

(平成30年7月追加)

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A

【Q7-21】より



## 第10 災害時要援護者名簿の活用

震災発生時に支援が必要な方が地域のどこにいるのかを確認しておき、いざという時の安否確認方法を検討しておくことが多くの命を救うことになります。

災害時要援護者名簿の活用のポイントとしては、無理なく「できる範囲」で以下の一覧に取り組んで頂くことです。

災害時の民生委員の役割は、レスキュー（救命・救助）ではありません。絶対に無理をせず安全を第一にしてください。

平常時	しなくてはならないこと	① 名簿掲載者の個人情報等が漏えいしないようにする。 ② 掲載情報を目的外に利用しない。
	できる範囲で取り組むこと	① 震災発生時の名簿掲載者の安否確認方法を検討する。 ② 上記方法のための訓練
	情報を提供・共有できる範囲	担当区域の民生委員・児童委員のみ
3日目まで 震災直後から	しなくてはならないこと	—
	できる範囲で取り組むこと	① 名簿掲載者の安否確認 ② 避難所へ把握情報の伝達
	情報を提供・共有できる範囲	① 近隣の民生委員・児童委員 ② 避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等の実施に必要な限度) ③ 避難所運営に係わる関係者
4日目以降	しなくてはならないこと	—
	できる範囲で取り組むこと	① 避難所にいる名簿掲載者の把握 ② 在宅の名簿掲載者の把握 ③ 避難所へ把握情報の伝達
	情報を提供・共有できる範囲	① 近隣の民生委員・児童委員 ② 避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等の実施に必要な限度) ③ 避難所運営に係わる関係者

## 第 11 資料

### ○ 全国瞬時警報システム(Jアラート)

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、行政防災無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムです。

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、数分でミサイルが着弾する可能性があります。

メッセージが流れたら、落ち着いて、直ちに以下の行動をとります。

逃げる ... 屋外にいる場合は、建物や地下へ避難します。

離れる ... 窓のそばは危険です！外が見えない場所へ移動します。

隠れる ... 建物がなければ、物陰に隠れ、身を伏せ、頭を守ります。

### ○ 新宿区防災気象情報メール

区では地震、大雨・洪水等の警報や注意報などの気象情報をメールで配信しています。

登録を希望の際は、[t-shinjuku@sg-p.jp](mailto:t-shinjuku@sg-p.jp) に空メールを送信するか、右記のQRコードからも登録が可能です。



### ○ 災害情報内容電話確認サービス

災害発生時に、区立公園や区立施設の屋上等に設置している防災スピーカーで放送する災害情報の内容を電話で確認できます。

専用電話番号 ☎ **03-3205-1011** に電話すると、自動録音された放送内容を聞くことができます（24時間以内に放送した内容のみ）。

- ◆ ご利用には電話料金がかかります。
- ◆ 災害情報以外の定時放送は、録音していません。
- ◆ 24時間以内の放送が無い場合は、「現在、災害情報はありません」というメッセージが流れます。

## ○ 水害などで被害を受けた方への支援

区HPでは、水害等で被害に遭われた方への支援先一覧を掲載しています。所得等によりご利用いただけない場合もありますので、各窓口までお問い合わせください。



## ○ ハザードマップ(災害危険箇所図)

区HPでは、洪水、がけ・擁壁、土砂災害ハザードマップ、消火栓・防火貯水槽の地図表示を公開しています。



## ○ AED 設置場所一覧

区HPでは、AED 設置場所一覧を公開しています。



## ○ 井戸による災害時の生活用水の確保

区HPでは、区有非常災害井戸一覧などを公開しています。



## ○ 災害時のトイレ

自宅の配管に破損がないか確認できるまでは、水洗トイレは使用できません。

災害時は安全点検が完了するまで時間を要する場合があるため、予め携帯トイレ等を準備しておく必要があります。

その他、区HPでは、災害時でも使用できる災害用トイレ一覧を公表しています。



## ○ 都市ガスの緊急時の対応方法について

東京ガスネットワークHPでは、都市ガスの緊急時の対応方法を公開しています。



## ○ 要配慮者災害用セルフプランについて

区では、災害時に特に配慮を要する方が、自宅での生活を継続するために必要な備えをするとともに、避難所において適切な支援を受けられるようにするため「要配慮者災害用セルフプラン」の様式を作成しています。セルフプランの様式は、地域福祉課(本庁舎2階)で配布しています。

### ■ 要配慮者災害用セルフプラン(自宅保存版)

自分が行く避難所や備蓄品等をあらかじめ記載し、災害時に備えておきます。

### ■ 携帯版あんしん手帳

あらかじめ、要配慮事項・医療、介護の利用状況等を記載しておき、普段から携帯し、災害時に支援者や避難所運営者に「あんしん手帳」を提示することで自身の状況を伝えることができます。

### ■ おねがいカード

意思表示が困難な場合に、災害時を想定し、あらかじめ配慮してほしい事項を記載し、カード型に切り取り、「あんしん手帳」と併せて携帯します。支援者や避難所運営者に提示することで自身の意思を伝えることができます。

## ○ 大震災(震度 6 弱以上)発生時における交通規制

大震災(震度 6 弱以上)発生時は、人命救助や消火活動のため、次の交通規制が実施されますので、新たに自動車を使用しないでください。

### 第一次交通規制

大震災発生直後から、人命救助、消火活動等の従事する緊急自動車等を円滑に通すための交通規制です。

- ◆ 環状 7 号線から、都心(内側)方向への車両は通行禁止  
なお、環状 7 号線は、う回路として通行可能
- ◆ 環状 8 号線では、都心(内側)方向へ流入する車両の通行は抑制
- ◆ 次の 7 路線を「緊急自動車専用路」に指定し、消防、警察、自衛隊等の緊急自動車等以外の車両の通行が禁止  
国道 4 号(日光街道ほか)、国道 17 号(中山道・白山通り)、  
国道 20 号(甲州街道ほか)、国道 246 号(青山通り・玉川通り)、  
目白通り・新目白通り、外堀通り、高速自動車国道・首都高速道路等

### 第二次交通規制

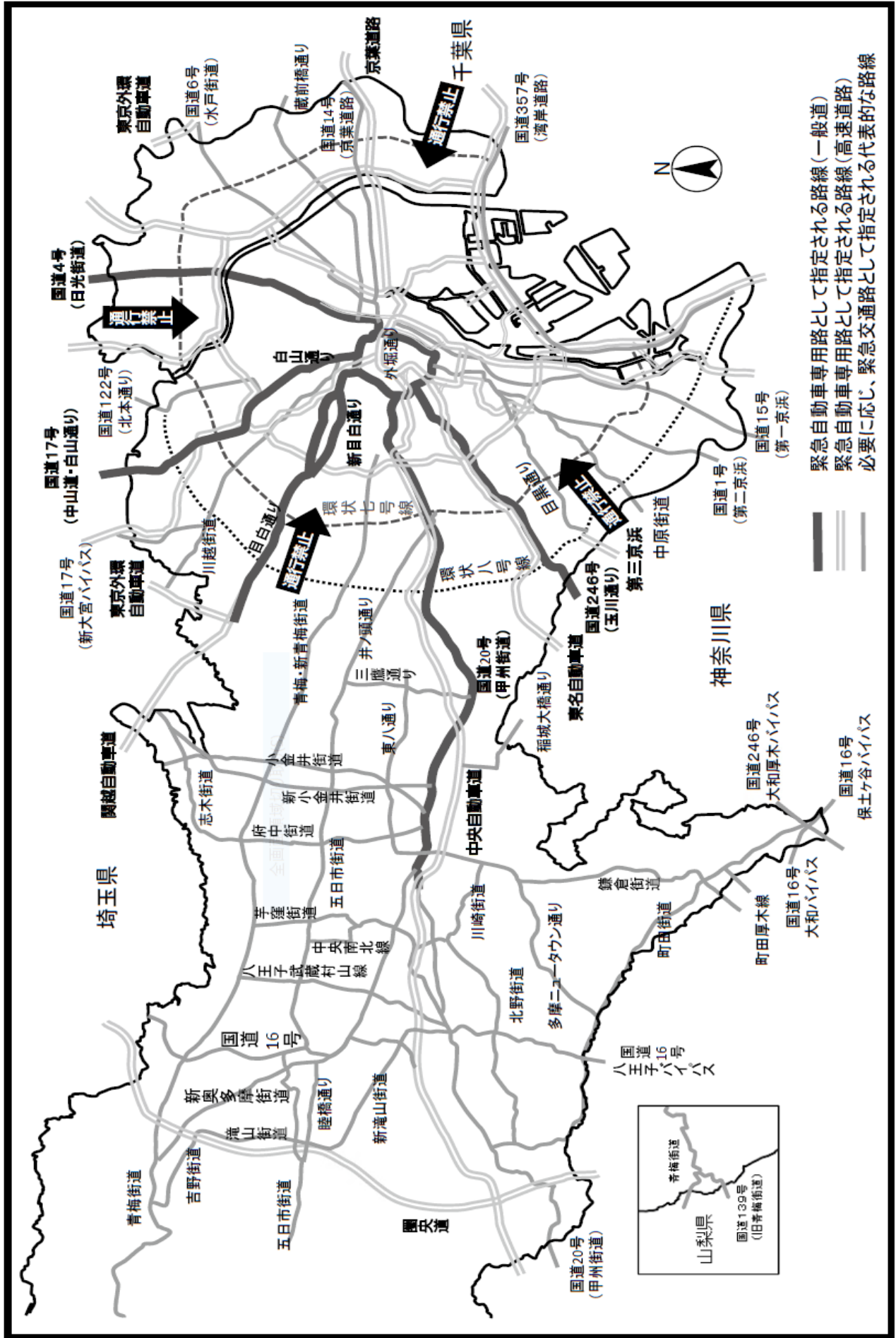
被害状況及び道路状況を勘案した上で実施し、復旧復興のための災害応急対策を円滑に行うための交通規制です。

- ◆ 復旧活動等に必要な車両の通行を確保するため、被災状況に応じて「緊急交通路」が指定  
「緊急交通路」は、上記「緊急自動車専用路」の 7 路線の他、35 路線が指定される予定
- ◆ 緊急交通路では、災害応急対策に従事する車両以外は通行禁止

### ※ 震度 5 強の地震が発生した場合

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状 7 号線から都心方面への流入する車両の通行禁止規制を実施し、環状 8 号線から都心方向への車両の流入を抑制します。

# 【交通規制図】



## ○ 災害時対応マニュアル改訂委員会

令和4年12月15日開催の令和4年度新宿区民生委員・児童委員協議会理事会にて、令和7年11月30日まで「災害時対応マニュアル改訂委員会」を部会として設置することを決定した。

### 1 災害時対応マニュアル改訂委員会委員名簿

☆ 担当会長 ◎ 部会長 ○ 副部会長

四谷地区	○ 田中 健士	戸塚地区	☆ 上野 昭子
笹塚町地区	◎ 栗屋 通男		森川 裕子
榎町地区	○ 谷口 典子 (令和6年4月30日まで)	落合第一地区	戸川 淳子
	永井 聖子 (令和6年5月1日から)	落合第二地区	○ 最上 みち (令和6年5月1日から副部会長)
		柏木地区	石田 雅章
若松町地区	石塚 木綿子	角筈地区	☆ 佐藤 光子
大久保地区	宗像 進		有馬 雅子

### 2 改訂の検討経過

令和5年度

5月31日(水)	令和5年度第1回災害時対応マニュアル改訂委員会
10月3日(火)	令和5年度第2回災害時対応マニュアル改訂委員会
1月24日(水)	令和5年度第3回災害時対応マニュアル改訂委員会
3月13日(水)	令和5年度第4回災害時対応マニュアル改訂委員会

令和6年度

5月29日(水)	令和6年度第1回災害時対応マニュアル改訂委員会
8月29日(木)	令和6年度第2回災害時対応マニュアル改訂委員会
11月1日(金)	令和6年度第3回災害時対応マニュアル改訂委員会
1月29日(水)	「改訂案」を会長・副会長研修にて検討
2月13日(木)	令和6年度第4回災害時対応マニュアル改訂委員会

※ その他、福祉部内に設置された「災害弱者の安全・安心プロジェクト」メンバーにも「改訂案」についてのご意見をいただきました。